

千葉県告示第318号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により手数料徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

千葉市長 神谷俊一

1 委託の相手先

千葉県千葉市若葉区更科町1457番地
水環境ちば株式会社
代表取締役 彌久末頭

2 委託施設

新内陸最終処分場

3 委託内容

一般廃棄物処理手数料の徴収事務
（納入通知書によるものは除く。）

4 委託期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで